

農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想

令和5年9月

伊豆の国市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊豆の国市の概要

伊豆の国市は静岡県東部、伊豆半島の基部中央に位置し、東京からは100km圏に、県庁所在地静岡市からは50km圏にある。地形的には東方を箱根山系の連山に、西方を城山、葛城山などの山々に囲まれ、豊かな自然環境を保っている。平野部については田方平野の肥沃な農地を潤す狩野川が南北に流れ、田園地帯が広がっている。また、狩野川を沿うように国道136号、伊豆箱根鉄道が走り周辺に市街地を形成している。市域は東西約13.5km、南北約10kmで、その面積は94.62k㎡である。自然条件としては、当市に最も近い静岡気象台三島特別気象観測所における気温平年値が16.3度、年間降雨量が1,868mmであり、温暖で多様な自然条件に恵まれた市である。本市では、その立地条件と恵まれた気候を生かし蓄積された高度な農業技術を背景に、施設園芸によるイチゴ、ミニトマト及びメロン等や、酪農、ダイコン、スイカ、トルコギキョウ、みかん、柿並びに水稻等の多種多様な農作物を栽培し、農業生産の向上に向け発展させてきた。

しかし、近年は基幹的農業従事者の高齢化や若い後継者の減少等、農業担い手の面において農業が産業として弱体化しつつあり、農業を取り巻く環境が、必ずしも良好であるとはいえない状態になった。そのため、新たな視点からの生産体制の再編強化が必要となってきている。

今後は、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するとともに、農業経営体へのスマート農業等の先端技術の導入や、特に施設園芸、畜産や花きを中心とした銘柄産地づくり等を通じて競争力ある産地としての維持・形成を図り、地域農業の発展を目指すものとする。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農用地の確保を適正に図ることが前提になることを踏まえ、引き続き、農業振興地域整備計画に即して農村地域としての秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 伊豆の国市農業の概要

市の農業は、近隣の諸都市地域等における他産業の進展、地域労働市場の拡大に従って、年々農家数が減少するとともに、兼業化も進んでいる。また、農業就業者数も減少しており、担い手の高齢化と青壮年層の担い手不足も深刻になっている。

また、こうした中で、農地の資産的土地保有傾向もあり、安定兼業農家等から規模拡大志向農家への農地の流動化は、なかなか進展しないまま推移してきた。しかし、今後にあっては、兼業農家の実質的担い手の高齢化がさらに進行していくことが想定されることから、農業機械の更新や世代交代を契機にして、急速に農地の流動化が進む可能性が高まってきている。

3 伊豆の国市における農業の目標

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業とし

て選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。また、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化、変容に対応しうる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を進め、経営熟度に応じた規模拡大や生産性の向上、経営の合理化等の支援により、持続可能な農業経営体への発展を促すとともに、意欲的に経営発展に取り組む経営体へは、マーケットインの考え方に基づく販路拡大や法人化等の支援を通じて、ビジネス経営体への発展を支援する。

効率的かつ安定的な農業経営の当市における具体的な経営の指標は、市内及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指して農業を主とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間所得に相当する 1 経営体あたりおおむね 730 万円程度の年間農業所得及び年間労働時間〔主たる農業従事者 1 人あたり 1,800～2,000 時間〕の水準で実現できるものとして営農類型を設定し、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を促進するため、地域計画に基づく地域での話し合いと合意形成を推進し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて、農地の集積・集約を進める。

さらに、国が掲げる新規就農の確保・定着目標や、静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においても当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させる。

新たに農業経営を営もうとする青年等は、年間労働時間は他産業従事者と均衡する水準（1,800～2,000 時間）を確保しつつ、年間農業所得は農業経営開始から 5 年後には生計が成り立つ 300 万円程度を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談からの就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）に農業を担う者として位置づけ、農地については農業委員会や農地中間管理機構による調整、技術・経営面については農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて効率的かつ安定的な農業経営体へと育成し、将来的には持続可能な農業経営体へと誘導していく。

4 農業経営基盤強化のための方策

市は、将来の市農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が、農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市では富士伊豆農業協同組合、県及びその他の農業関係団体等との十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、効率的かつ安定的な農業経営の内容に応じて、雇用による労働力の確保や法人化により経営継承される持続的な経営への誘導、6次産業化を推進し、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス経営体への誘導を図っていく。さらに経営においてはDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用し、消費者ニーズに沿った販売戦略を促進する。

次に、農業経営の改善や規模拡大を目指す意欲的な農業者に対しては、市が実施した農用地利用意向調査に基づく農地の出し手と受け手にかかる情報をもとに、伊豆の国市農業委員会と連携して、農用地の集積・集約に向けたマッチングを推進する。マッチングにあたっては、地域ごとに将来の農地利用の在り方や、概ね10年後に誰が農地を担うか1筆ごとに表す「目標地図」を作成する「地域計画」を令和7年度までに策定したうえで、誘導していく。

特に、農用地の利用集積を進めるにあたっては、地域計画の達成に向け、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図るよう、農用地の利用実態に配慮して円滑な面的集積を推進する。

地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化、法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、富士伊豆農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、集約的な経営展開を助長するために、静岡県東部農林事務所の指導の下、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化やスマート農業の導入による生産性の向上、新規作目の導入の検討も行う。

さらに、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等への組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

市内の農業生産の重要な担い手でもある女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化、法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 市は、富士伊豆農業協同組合、伊豆の国市農業委員会、県等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、伊豆の国市地域受入連絡会を設置することにより、新規就農者の受入れ体制を強固なものにするとともに、地域計画により地域の徹底した話し合いを行うことで、地域農業の将来展望や担い手を明確化し、地域農業の活性化を図る。

また、市は富士伊豆農業協同組合及び静岡県東部農林事務所の協力を得て、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導を行う。

- 6 自然災害による収量減や市場価格の下落等に対する農業者の備えを万全にするため、農業保険等の加入を促進する。また、農業の事業継続に影響を与えるようなリスクに冷静に対処し、被害を最小限にすることができるようBCP（事業継続計

画) の策定を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に伊豆の国市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、伊豆の国市で考えられる主要な営農類型についてこれを示すとおおむね次のとおりである。

営農類型毎の経営規模等の指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 作業受託	<作付面積等> 水稲 14ha 作業受託 10ha <経営面積> 24ha	<資本装備> ・トラクター (40PS) 1台 ・ロータリー (1.8m) 1台 ・乗用型側条型田植機 (6条) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・循環式乾燥機 (24石) 2台 ・育苗器 (480箱) 1台 ・トラック (2t) 1台 作業場 他 <その他> ・品種の組合せによる作期の分散 ・基肥一発肥料の使用 ・土地集積で機械の効率的稼働 ・エコ栽培の推進	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・ほ場管理システムの確立 ・GAPの実践 (※)	・休日制の導入 ・品種組合せによる労働のピーク分散
水稲 + イチゴ	<作付面積等> 水稲 50a イチゴ 30a (施設) <経営面積> 80a	<資本装備> ・ビニールハウス 3,000㎡ ・内部被覆装置 ・温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム ・ポット、夜冷育苗施設 ・予冷库 ・トラクター 他 <その他> ・作型の組合せによる出荷調整 ・摘果による大果生産 ・大果性品種導入 ・コールドチェーンによる鮮度保持	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・ブランド化推進 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
イチゴ	<作付面積等> イチゴ 40 a (施設)	<資本装備> ・ビニールハウス 4,000 m ² ・内部被覆装置 ・温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム ・ポット、夜冷育苗施設 ・予冷库 ・トラクター 他 <その他> ・作型の組合せによる出荷調整 ・摘果による大果生産 ・大果性品種導入 ・コールドチェーンによる鮮度保持	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・ブランド化推進 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保
トマト 又は ミニトマト	<作付面積等> トマト又は ミニトマト 40 a (施設)	<資本装備> ・ビニールハウス 4,000 m ² ・水耕にあつては養液栽培システム 4,000 m ² ・内部被覆装置 ・温風暖房機 ・自動灌水施設 他 <その他> ・交配用ハチの利用 ・養液栽培による長段取り ・栄養診断に基づく養分管理	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・ブランド化推進 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
温室 メロン	<p><作付面積等> メロン 72 a (16 a × 4.5 作)</p> <p><経営面積> 16 a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクリル温室 1,600 m² ・ 温室環境制御システム 一式 ・ 育苗温室 ・ ボイラー、冷房機 ・ アルミベンチ ・ 自動畝立て機 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交配用ハチの利用 ・ 夏期の夜間冷房 ・ 年 4.5 作体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 経営と家計分離 ・ 青色申告の実施 ・ 気象、病虫害情報の活用 ・ 市況情報の活用 ・ 作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・ GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 収穫調整を中心にした雇用者の確保
その他 施設 野菜	<p><作付面積等> キュウリ又は 促成ナス 40 a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニールハウス 4,000 m² ・ 内部被覆装置 ・ 温風暖房機 ・ 自動灌水施設 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期栽培 ・ 省力多収栽培 		
スイカ + ダイコン	<p><作付面積等> スイカ 1.5ha ダイコン 1.5ha</p> <p><経営面積> 1.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダンプカー ・ トラクター (24PS) 1 台 ・ マルチャー (6PS) 1 台 ・ 管理機 (5.5PS) 1 台 ・ 動力噴霧機 ・ 作業小屋 ・ 堆肥舎 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物投入による連作障害の回避 ・ 雇用労力による調整作業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳 ・ 経営と家計分離 ・ 青色申告の実施 ・ 気象、病虫害情報の活用 ・ 市況情報の活用 ・ 作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・ 計画的生産出荷 ・ GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 収穫調整を中心にした雇用者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
施設 切花	<p><作付面積等> バラ 30 a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質フィルムハウス 3,000 m² ・温湯暖房機、内部被覆装置 ・複合環境制御装置 一式 ・冷蔵庫 10 m² ・自動灌水装置 ・無人防除機 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周年切り栽培 ・深耕と有機物投入による土作り ・養液栽培システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保
施設 鉢物	<p><作付面積等> 施設鉢花 38 a (15 a × 2.5 作) (花壇苗等)</p> <p><経営面積> 15 a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 1,500 m² ・温風暖房機 ・自動灌水装置 ・播種機、用土調整ミキサー ・蒸気消毒機、無人防除機 ・フォークリフト 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周年栽培 (2.5 作以上) ・自家用苗、購入苗併用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・流通管理システムの確立 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・雇用者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
酪農 (畑地型)	<作付面積等> 経産牛 40頭 育成牛 20頭 草地 4ha	<資本装備> ・牛舎（成牛 460 m ² （育成牛 100 m ² ） ・堆肥舎、尿溜 300 m ² 飼料庫 50 m ² ・自動離脱装置付き搾乳器具 ・サイロクレーン ・バルククーラー（1,500リットル） ・自動給餌機 ・ダンプカー 他 <その他> ・飼料の多回給与による生乳 の安定生産 ・乾乳中の別飼い管理 ・生産子牛の肉用素牛までの 仕上げ出荷 ・夏作トウモロコシ、冬作イ タリアンライグラスのサ イレージ利用 ・ほ場用農機具の共同利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システム の確立 ・GAPの実践	・休日制の 導入 ・酪農ヘル パーの活 用
肉牛 (交雑種 肥育)	<作付面積等> 交雑種肥育牛 300頭	<資本装備> ・牛舎 2,250 m ² ・堆肥舎、尿溜 673 m ² 飼料庫 1,100 m ² ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・ダンプカー 他 <その他> ・日増体重を 0.98 kg以上 ・良い素牛の選定 ・肥育前期は良質粗飼料の給与 ・事故率 1%以内 ・給餌の省力化	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システム の確立 ・GAPの実践	・休日制の 導入 ・畜産ヘル パーの活 用

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
酪農 (畑地型) + 露地 野菜	<作付面積等> 経産牛 25頭 育成牛 12頭 草地 2.6ha スイカ 40a ダイコン 40a <経営面積> 3.0ha	<資本装備> ・牛舎（成牛 300㎡） （育成牛 80㎡） ・堆肥舎、尿溜 300㎡ ・飼料庫 50㎡ ・自動離脱装置付き搾乳器具 ・サイロクレーン ・バルククーラー（1,500リットル） ・自動給餌機 ・ダンプカー ・トラクター、管理機 ・マルチャー ・動噴 他 <その他> ・飼料の多回給与による生乳 の安定生産 ・乾乳中の別飼い管理 ・生産子牛の肉用素牛までの 仕上げ出荷 ・夏作トウモロコシ、冬作イタリアン ライグラスのサイレージ利用 ・ほ場用農機具の共同利用 ・露地野菜は有機物の投入に よる連作障害の回避	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報 の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及 び生産履歴管理表 の作成 ・飼料管理システム の確立 ・契約販売の実施 ・計画的な生産出荷 ・GAPの実践	・休日制の 導入 ・酪農ヘル パーの活 用 ・野菜収穫 調整を中 心にした 雇用者の 確保

※「GAPの実践」…認証取得の有無に限らずGAP（適正な農業の実践）に取り組むことを指す（その他の営農類型も同様）

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に伊豆の国市で取り組んでいる事例を踏まえつつ、伊豆の国市における主要な営農類型についてこれを示すとおおむね次のとおりである。

営農類型毎の経営規模等の指標

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
イチゴ	<p><作付面積等> イチゴ 土耕 28 a (施設)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 2,800 m² ・内部被覆装置 ・温風暖房機、収穫台車 ・ポット、夜冷育苗施設 ・予冷库 ・トラクター 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作型の組合せによる出荷調整 ・摘果による大果生産 ・大果性品種導入 ・コールドチェーンによる鮮度保持 ・変温管理による草勢維持 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
イチゴ	<p><作付面積等> イチゴ 高設 28 a (施設)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 2,800 m² ・内部被覆装置 ・温風暖房機、収穫台車 ・ポット、夜冷育苗施設 ・予冷库 ・高設栽培システム 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作型の組合せによる出荷調整 ・摘果による大果生産 ・大果性品種導入 ・コールドチェーンによる鮮度保持 ・高設栽培による収穫期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保

		<ul style="list-style-type: none"> ・変温管理による草勢維持 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入 		
ミニトマト	<p><作付面積等> ミニトマト 24a (施設)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 2,400 m² ・内部被覆装置 ・温風暖房機 ・自動灌水施設 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交配用ハチの利用 ・養液栽培による長段取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保
トマト	<p><作付面積等> トマト 24a (施設)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 2,400 m² ・内部被覆装置 ・温風暖房機 ・自動灌水施設 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交配用ハチの利用 ・養液栽培による長段取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳及び生産履歴管理表の作成 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるイチゴ、ミニトマトなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点、静岡県東部農林事務所、富士伊豆農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用施設及び機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、伊豆の国市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

さらに、担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、静岡県東部農林事務所や富士伊豆農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、市、県、伊豆の国市農業委員会、富士伊豆農業協同組合等の関係団体が連携して伊豆の国市地域受入連絡会を設置し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一

元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、新規就農者育成総合対策、強い農業づくり総合支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、伊豆の国市農業委員会、富士伊豆農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地・農業用施設及び機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 伊豆の国市農業委員会、県農業会議は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、伊豆の国市地域受入連絡会及び富士伊豆農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、富士伊豆農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、伊豆の国市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80.0%	目標年度はおおむね10年後

- (2) 効果的かつ安定的な農業経営体が利用する農用地の面的集積についての目標

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業の実施を推進し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合を高める。

また、一年間の内に一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整や区画整備等を行い、市、伊豆の国市農業委員会、農地中間管理機構、富士伊豆農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯^{ぶんさんさくほ}圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大を目指すビジネス経営体等の誘致活動の推進等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、静岡県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、伊豆の国市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取組むものとする。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業

- ④ 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進
- ⑤ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑥ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑦ 農業経営の改善を図るために必要な担い手の育成及び確保を促進する事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑨ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の江間地区、奈古谷・長崎地区及び白山堂・守木・宗光寺地区においては、ほ場整備事業が完了しており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施する。特に、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 平坦部の他地区及び中山間地域の田中山地区等においては、土地改良等基盤整備を実施後、利用権設定等により農地中間管理事業を重点的に実施する。このことにより、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、富士伊豆農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市役所農林課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、伊豆の国市農業委員会、農地中間管理機構、富士伊豆農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれに定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合、また法人にあつては農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）のみできる。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場

合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条を第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同

じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 伊豆の国市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、その調整が整ったときは、市に対し農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図る

ため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、富士伊豆農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、市は、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったとき、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たり、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお⑥のイに掲げる事項については(1)の④に定める者が、これらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利

用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が、(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項ア その者が、賃借権又は使用貸借によつ権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町の農業委員長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア)農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

(イ)現状回復の費用の負担者

(ウ)現状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ)その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに、(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有にかかる土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、伊豆の国市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請と一致する農用地利用集積計画を定め

たときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(改正前の農地法施行規則第60条の2)があった場合は、その写しを伊豆の国市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、伊豆の国市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構との連携の下に、農地中間管理事業の実施を推進する。

(2) 市、伊豆の国市農業委員会、富士伊豆農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の積極的な導入により、ほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進等により、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進する。

5 農用地利用改善事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、

土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号-1の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実に

あること。

- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、静岡県東部農林事務所、伊豆の国市農業委員会、富士伊豆農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進
- ウ 効率的な農作業の受託を行う生産組織又は大規模農家の育成
- エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- カ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分的な農作業の受委託から全面農作業受委託、更には利用権設定への移行の促進
- キ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

富士伊豆農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、就農相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、富士伊豆農業協同組合の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入等の検討を行う。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点や富士伊豆農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって、静岡県東部農林事務所、農業委員、農業経営士、富士伊豆農業協同組合等と連携・協力して、青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、富士伊豆農業協同組合等と協力し、出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や新規就農者育成総合対策、強い農業づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点、栽培技術や管理については農業経営士や認定農業者等、農地の確保については伊豆の国市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取り組みを進める。

9 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から7までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、昭和33年狩野川台風による災害復旧事業として平野部のほ場整備がおおむね行われたのを初めとして、県営ほ場整備事業、農村基盤総合整備事業及び農村総合整備モデル事業等の実施によって基盤整備が進んできた。今後、県営湛水防除事業及び用水路整備事業に取り組むとともに、集出荷貯蔵施設等の農業近代化施設の導入・高度化を推進する。さらに、地力の維持増進、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆きゅう肥・副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていく上での条件整備を図るものとする。

また、観光農業を展開させ、担い手の育成を図っていく。

イ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。特に面的な広がりのある田畑転換を検討しつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直

しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、伊豆の国市農業委員会、県、富士伊豆農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、県農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する、またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

伊豆の国市農業委員会、富士伊豆農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力体制の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年8月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 年 月 日から施行する。

別紙1 (第6の2(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）（当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第6の2(2)関係)

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は、3年から10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で、適切と認められる期間その他利用目的に応じて認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年から10年とすることが相当でない認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受けるものが当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、伊豆の国市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 算 定 基 準
1の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の②の3と同じ。</p>

③ 借 賃 の 支 払 い 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
1の③に同じ。	1の④に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準
1の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
1の③に同じ。この場合において1の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	1の④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>

③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>